

PPT4

地方財政制度と役割分担 —これまでの流れと課題—

201210

赤井伸郎

大阪大学大学院国際公共政策研究科

akai@osipp.osaka-u.ac.jp

地方分権の流れとその後

- 三位一体改革

三位一体改革により地方分権は実行段階へ進んだ？

⇒ 義務的経費に関わる補助金の削減

⇒ 交付税に依存する体質

地方分権とは

地方が責任を持つべき事業に対して自立した経営を行うこと

本来、国が責任を持つべき事業まで地方に任せることを意図していない

国税と地方税を5:5にすることが必ずしも分権ではなく、国と地方の役割分担を踏まえたうえでの税源移譲の是非を問うべき。**事業における国と地方の役割分担の整理**とともに、税源移譲のあり方も問われるべき

しかしながら、これらの分担の議論をしないまま、税源移譲が行われ、しかも義務的経費のカットが行われたため、多くの事業を抱えるにもかかわらず財政的に苦しい自治体が多く存在する結果

税源移譲で財源を得た自治体(交付団体)との格差が顕著

⇒ 地域間格差問題

2008年度対応

地域間格差問題が大きな議論

- 2008年度税制改正の焦点である都市と地方の税収格差問題
- 地方側が求める地方消費税の拡充は消費税率見直しの段階まで先送り(09年度以降に消費税率を引き上げる際に地方消費税(消費税5%のうち1%)を拡充することを念頭)
- 同年度は第一段階として都市部に税収が集中する地方法人2税(法人事業税、法人住民税)のうち、地方税の法人事業税(5兆6千億円、2007年度見込み)の半額程度を、国が集めて自治体に配分する「地方譲与税」(名称は「地方法人特別譲与税」)に組み替え、人口と従業員を基準に配分

2009, 10年度対応 景気悪化と税収悪化が大きな議論

- 景気対策と支出確保の観点
- 生活防衛のための緊急対策
- 地方交付税増額
- 21年度
- 地域雇用創出推進費(5,000億円)
- 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実 0.5兆円
- 22年度
- 地域活性化・雇用等臨時特例費(仮称) 9,850億円
- 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実 0.5兆円
(継続)(財務省)

補正での交付金

- ▽地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金(=08年度補正、260億円)
- <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryou/pdf/081010koufukin.pdf>
- http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2010/pdf/201022yo276_b1.pdf

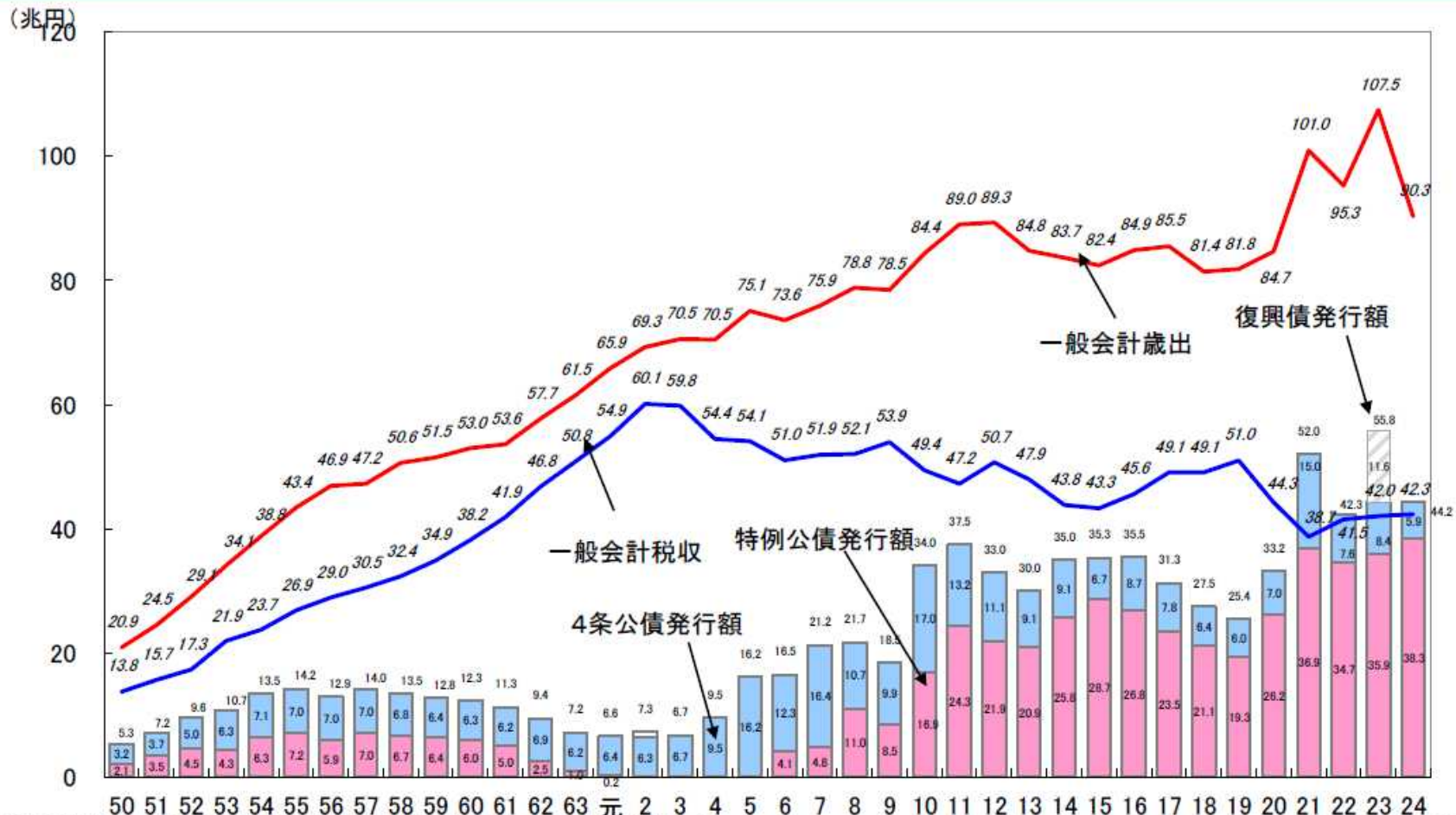
- ▽地域活性化・生活対策臨時交付金(=08年度2次補正、6000億円)
- <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryou/pdf/090127koufukin.pdf>
- http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/region/kankou/chiiki5_3_youkou.pdf

- ▽地域活性化・経済危機対策臨時交付金(=09年度補正、1兆円)
- <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryou/pdf/090427koufukin.pdf>

- ▽地域活性化・公共投資臨時交付金(=09年度補正、1兆4000億円)
- <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryou/pdf/090427koufukin.pdf>

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

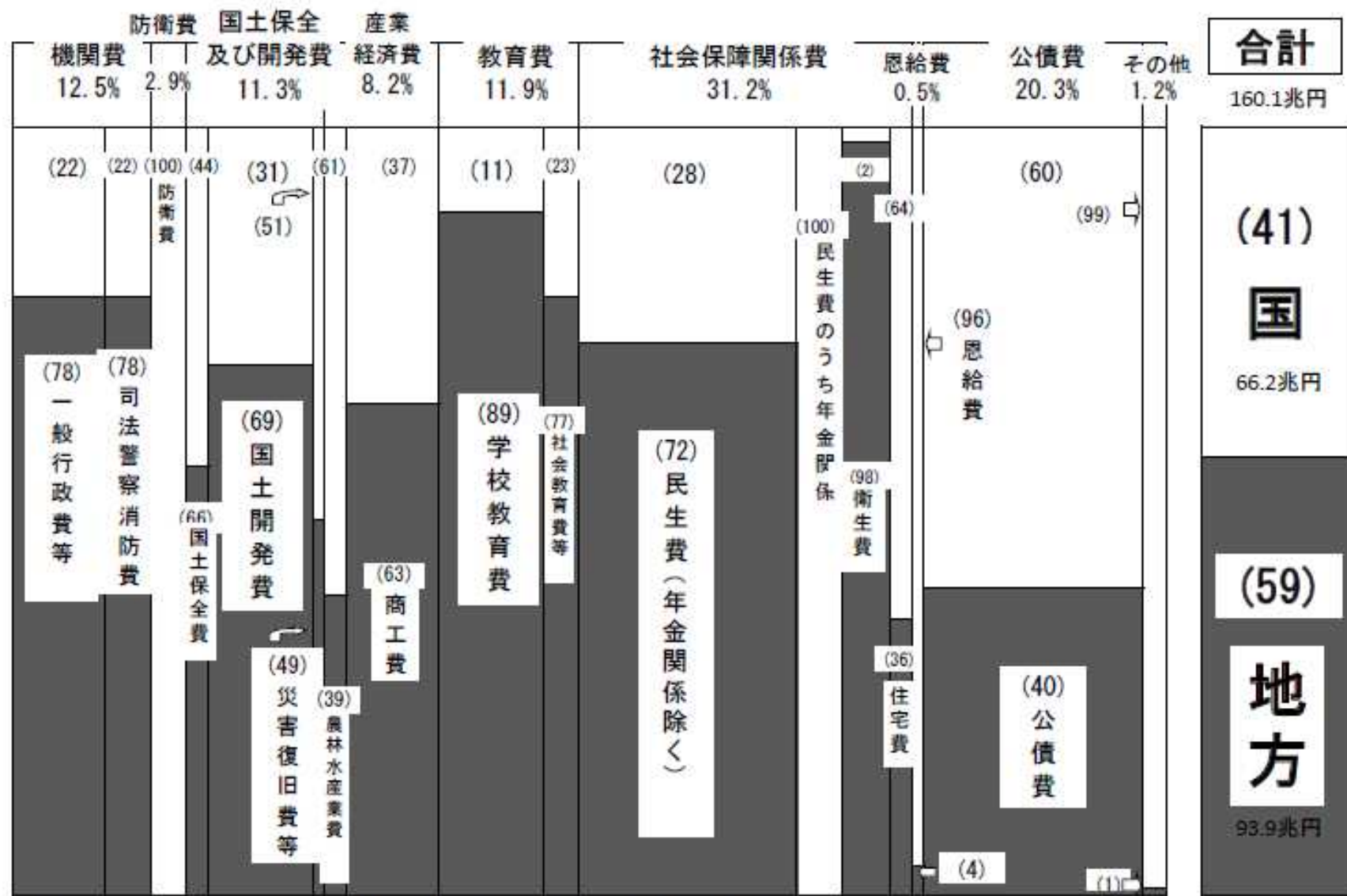
我が国財政は歳出が税収を上回る状況(財政赤字)が続いています。近年、景気の回復や財政健全化努力により、歳出と歳入の差額は縮小傾向にありましたが、平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により再び拡大しています。平成21年度以降は4年連続で公債金収入が税収を上回る状況が続いています。



(注1) 平成22年度までは決算、23年度は4次補正後予算、24年度は予算による。
 (注2) 平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。
 (注3) 平成23年度は、東日本大震災からの復興のために平成23年度～平成27年度まで実施する施策に必要な財源について、復興特別税の収入等を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして復興債を発行(平成23年度:11.6兆円)。なお、平成24年度においては、東日本大震災復興特別会計を設置することとし、当該特会の負担において復興債を発行するため、上記の平成24年度の公債発行額には計上していない。
 (注4) 一般会計基礎的財政収支(プライマリー・バランス)は、「国債費-公債金」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

国と地方の役割分担

○ 国と地方の役割分担（平成22年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

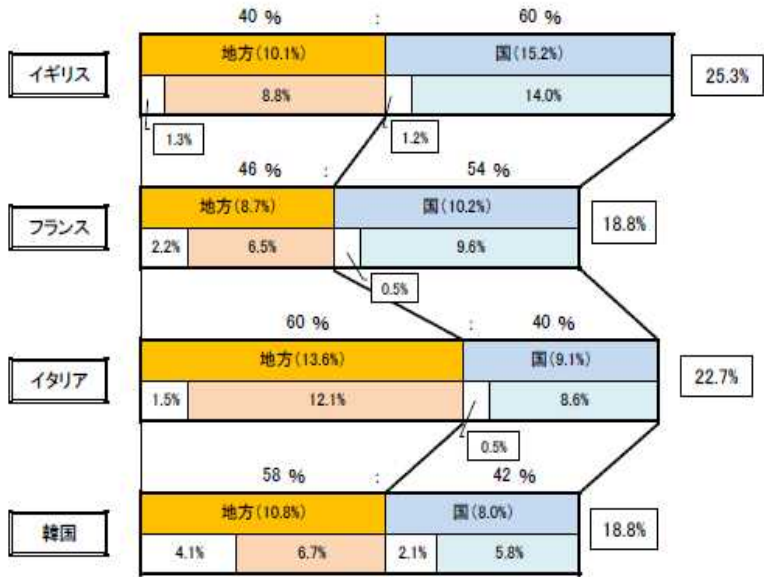
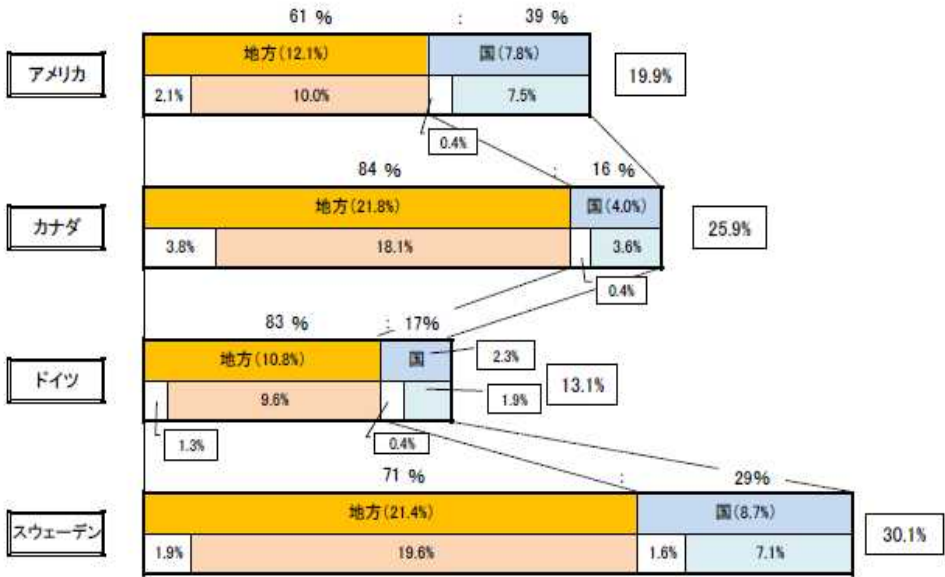
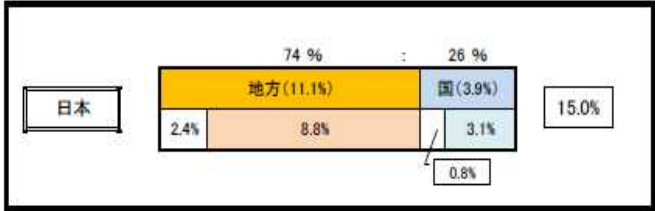
国と地方の行政事務の分担

国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他	
国	<ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車道 ○国道（指定区間） ○一級河川 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学 ○私学助成（大学） 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険等免許 ○医師等許可免許 ○医薬品許可免許 	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛 ○外交 ○通貨 	
地方	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○国道（その他） ○都道府県道（指定区間） ○二級河川 ○港湾 ○公共住宅区域、調整区域 ○都市計画決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校・特殊教育学校 ○小・中学校教員の給与 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○職業訓練
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画等（都市施設） ○市道 ○市準用河川 ○港湾 ○公共住宅 ○下水道 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校 ○幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○みどり ○保健所（特定の市） 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍基本台帳 ○住民基本台帳 ○消防

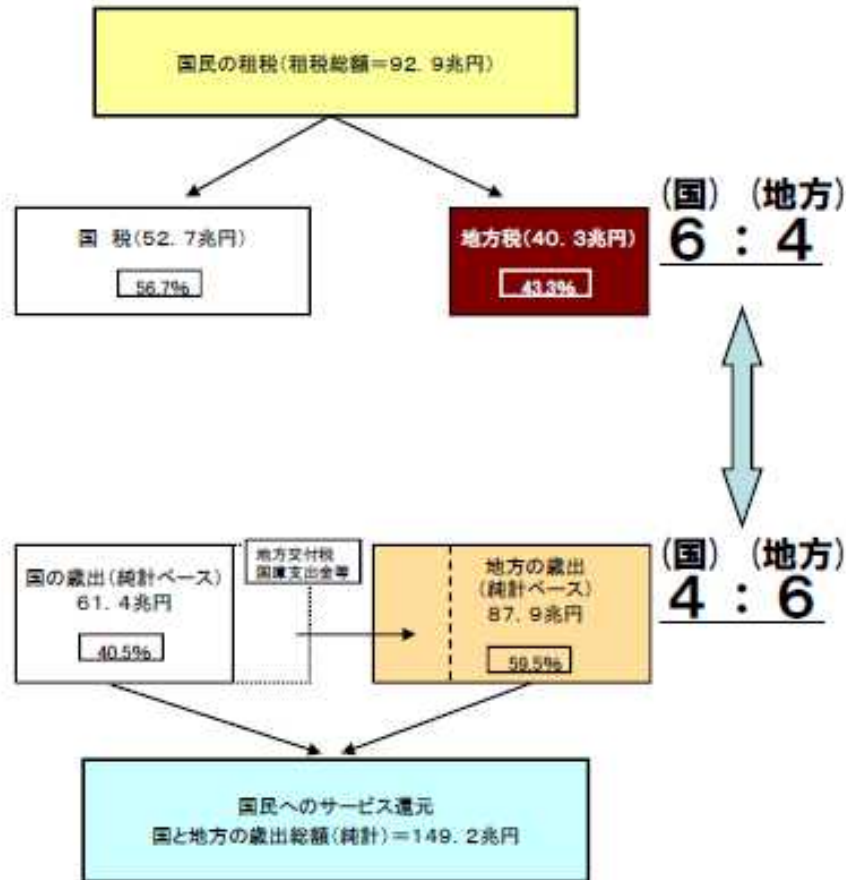
一般政府支出(社会保障基金を除く)の対GDPの国際比較(2010)

凡例	地方		国	
	公的資本形成	最終消費支出	公的資本形成	最終消費支出



注 1) 国民経済計算確報及びOECDデータに基づき作成。
 2) 韓国は2009年のデータ。

国・地方の税源配分について(平成19年度)



(注)現在精査中であり、異動する場合がある。

◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地方税
H17	87.1兆円	52.3兆円 [60.0%]	34.8兆円 [40.0%]
H18	90.6兆円	54.1兆円 [59.7%]	36.5兆円 [40.3%]
H19	92.9兆円	52.7兆円 [56.7%]	40.3兆円 [43.3%]
H20見込	87.4兆円	48.0兆円 [54.9%]	39.4兆円 [45.1%]
H21計画	84.5兆円	46.9兆円 [55.5%]	37.6兆円 [44.5%]

◎地方歳入に占める地方税収入の割合

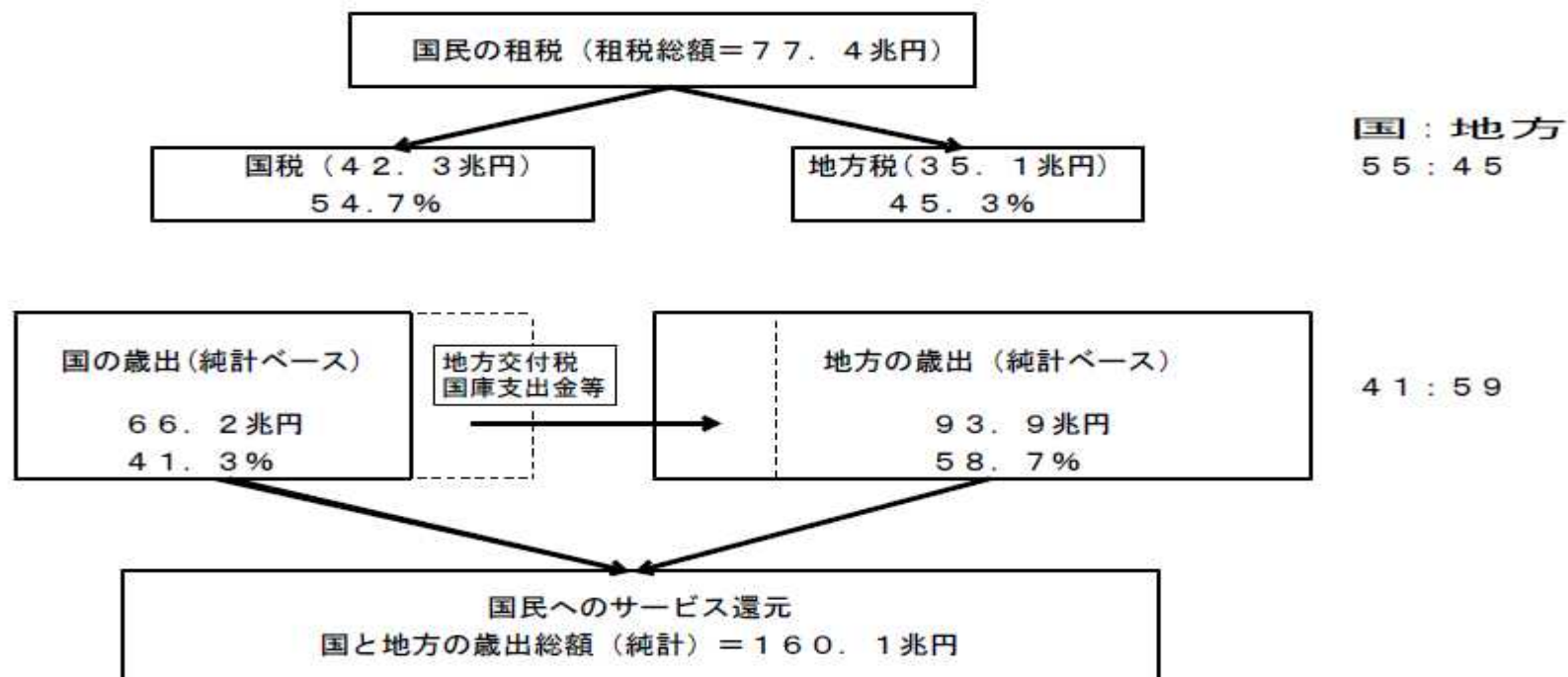
(単位:億円)

地方税	地方譲与税 地方特別交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
402,000 (44.2%)	162,293 (17.8%)	102,541 (11.2%)	85,944 (10.5%)	148,467 (16.3%)
地方歳入 91兆1,814億円				

(注1)国庫支出金には、交通安全対策特別交付金を含めず、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

(注2)四捨五入の関係で一致しない箇所がある。

(1) 国・地方間の財源配分（平成22年度）



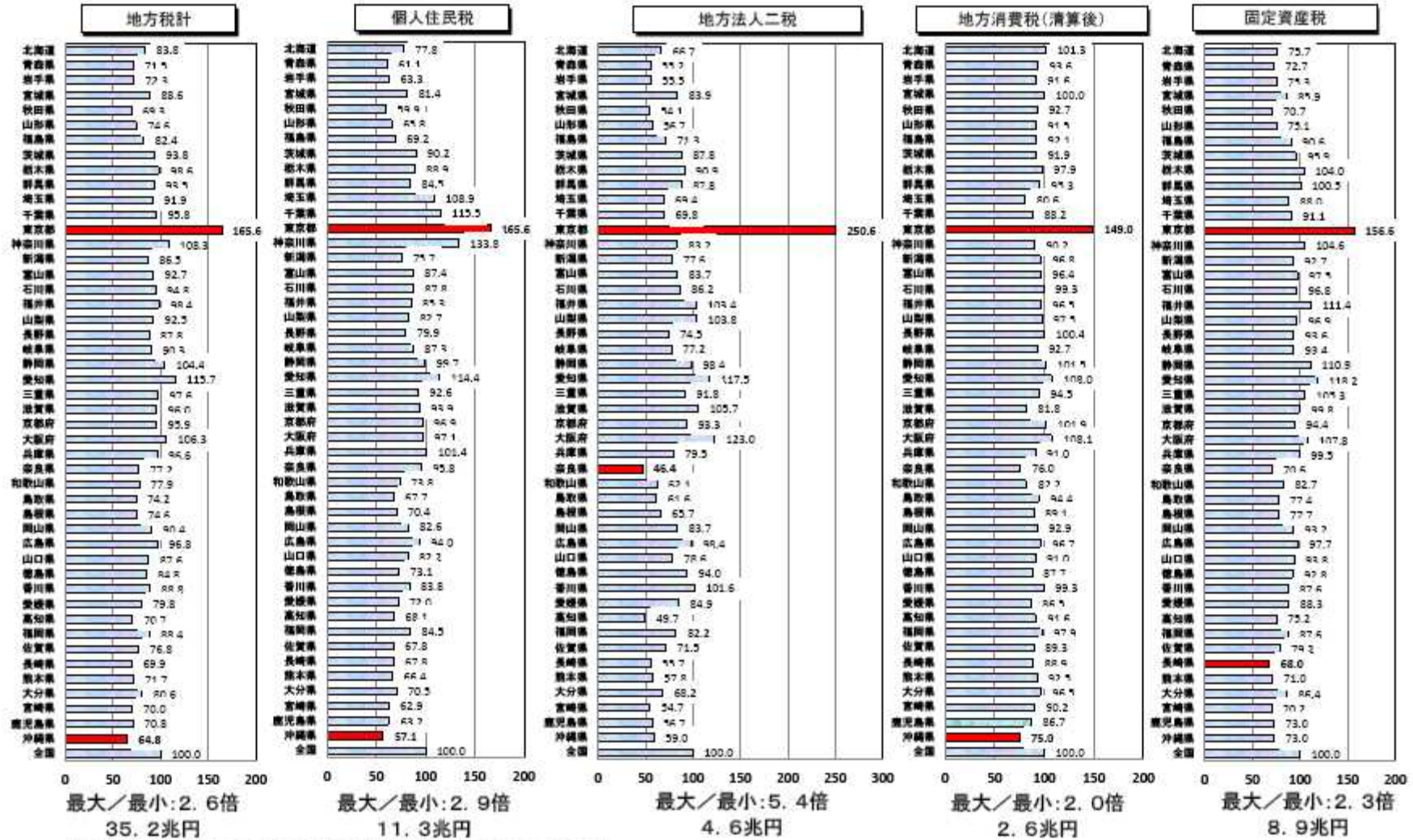
(2) 地方歳入決算の内訳（平成22年度）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
343,163 (35.2%)	196,460 (20.1%)	142,346 (14.6%)	129,695 (13.3%)	163,452 (16.8%)

← 地方歳入97兆5,115億円 →

（注）国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

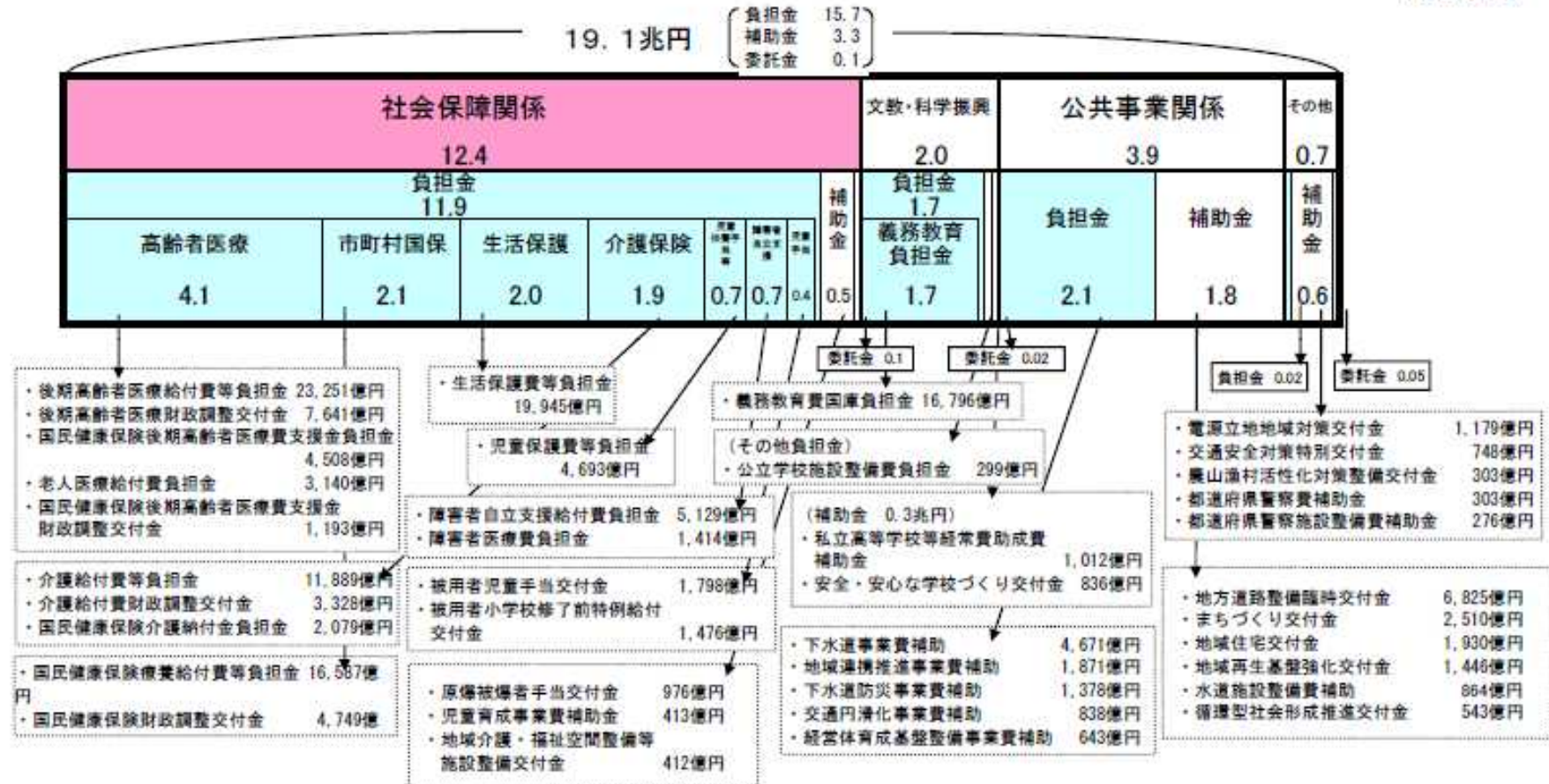
人口一人当たりの税収額の指数(平成22年度決算額)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別徴収税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方団体向け国庫補助負担金等（一般会計及び特別会計、20年度予算）

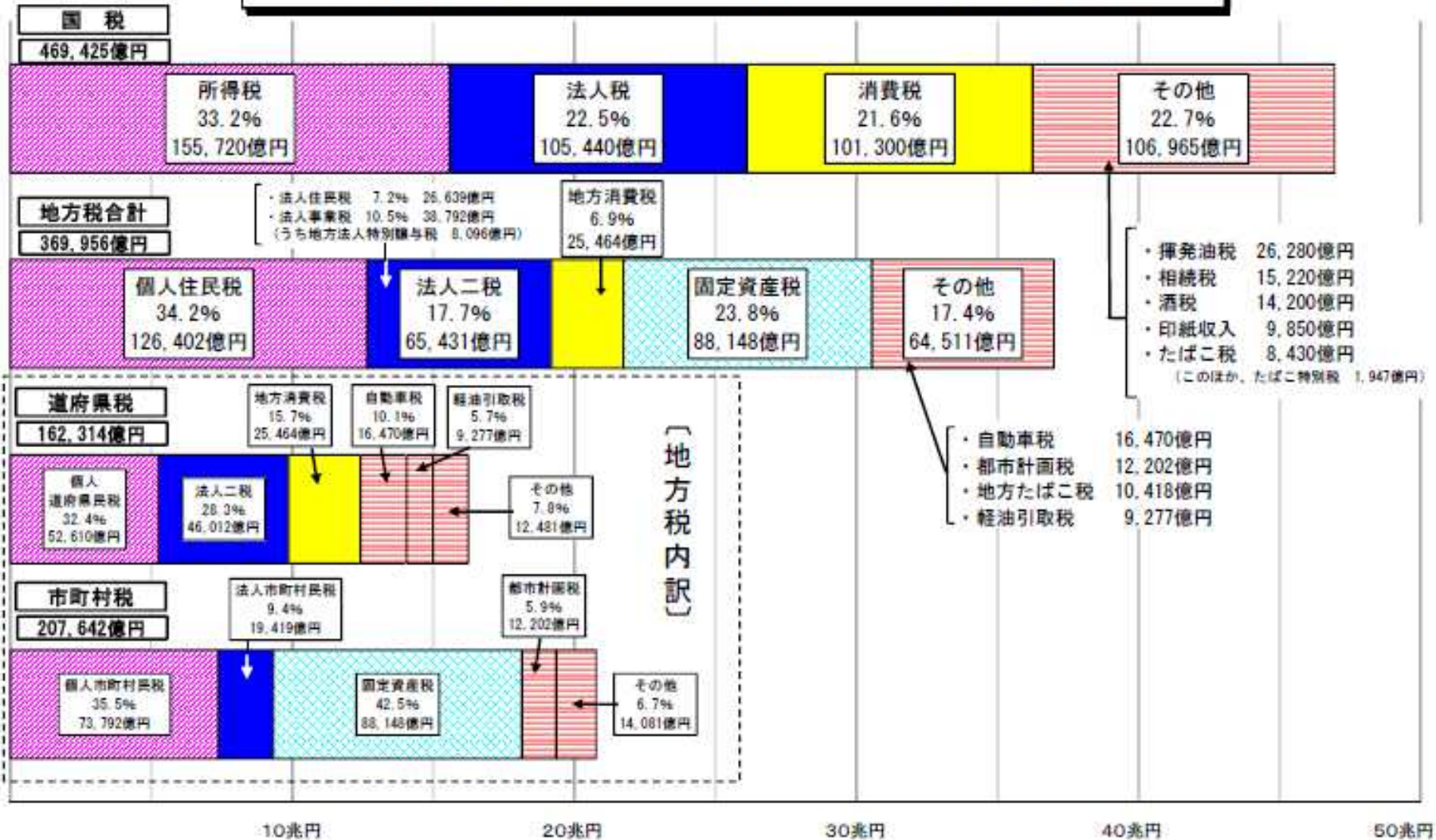
（単位：兆円）



※ 内は、主な補助金等を例示。

※ 端数処理の結果、各区分の積み上げと合計が一致しない箇所がある。

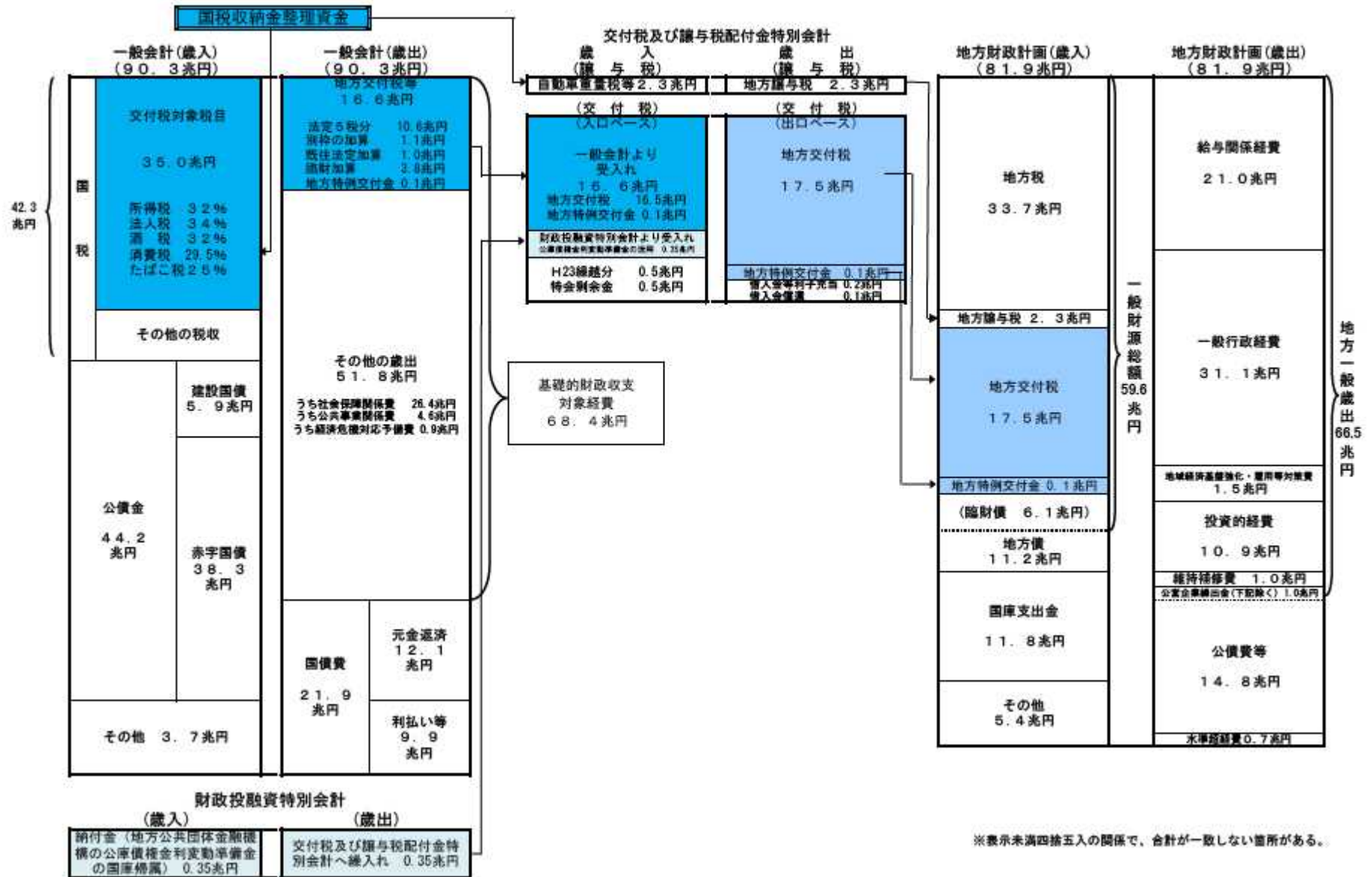
国税・地方税の税収内訳（平成21年度予算・地方財政計画額）



地方財政制度

地方財政計画と地方交付税

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成24年度当初）



地方財政計画（平成24年度）【81兆8,647億円】

(単位：億円)

給与関係 経費 209,760	補助 58,689	国費 15,848	地方費 42,841
	地方単独 151,071	50,761 ←	
		その他	100,310
		国費 71,450	
一般行政 経費 311,406	補助 158,820	地方費 87,370	
	地方単独 138,095	国の事業団等への出資金等 2,530	135,565
		その他	
	国保・後期高齢者 14,491	地方費	
地域経済基盤強化・ 雇用等対策費 14,950	地方費		
投資的 経費 108,984	直轄・補助 (公共事業等) 57,354	直轄事業負担金 5,876	国費 24,984
	地方単独 51,630	地方費 26,494	
		その他	130,790
公債費	地方費		
公営企業繰出金 26,590	企業債の元利償還に係るもの	16,824	
	その他	上記以外	9,766
その他 16,167			

小中学校教職員等

警察職員 21,038
消防職員 12,184
高校教職員 17,539

戸籍等窓口、福祉事務所、
保健所、ごみ処理 等

生活保護、介護保険(老人ホーム、
ホームヘルパー等)、後期高齢者医
療、障害者自立支援 など

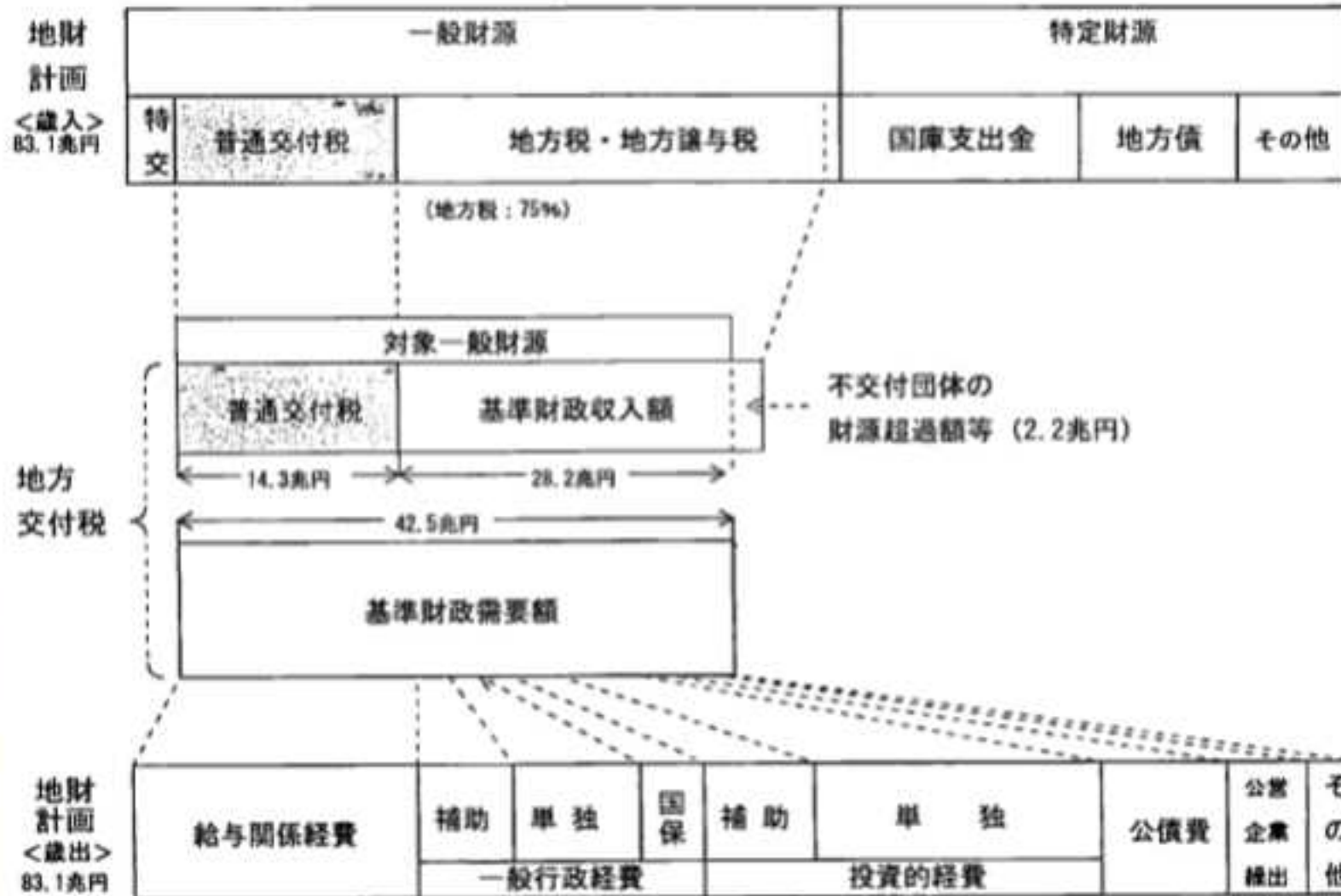
警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の
維持管理費、農業・商工業等貸付金、保健所、義務教育
諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など

都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度(保険
料軽減分)、国保財政安定化支援事業

清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、
公立高校 など
(注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉
施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継
ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助
と密接に関係する事業も含まれる。

上下水道、病院(高度医療等)等

地方財政計画と地方交付税の関係（平成19年度）



- 国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格 : 本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

(参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁)

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額 : 所得税・酒税の32%、法人税の34%(平成19年度から)、消費税の29.5%(平成9年度から)、たばこ税の25%

種 類 : 普通交付税=交付税総額の94%、特別交付税=交付税総額の6%

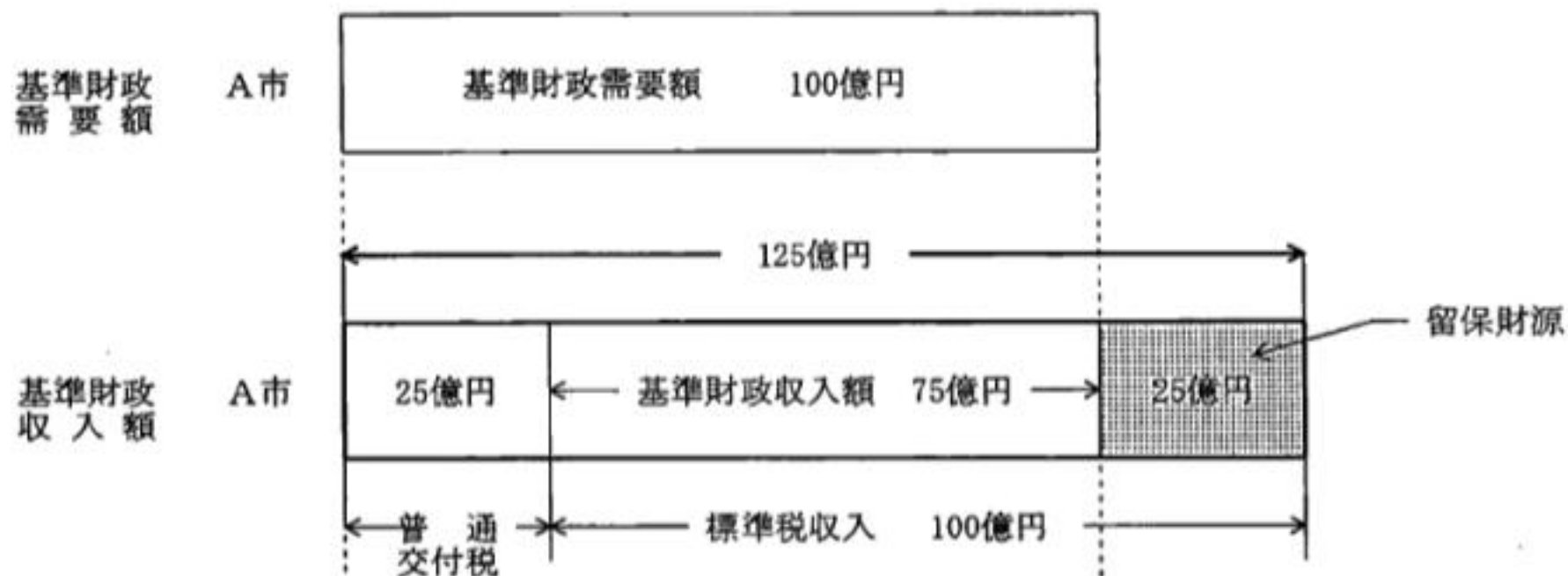
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用 (法定) × 測定単位 (国調人口等) × 補正係数 (寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率 (75%)

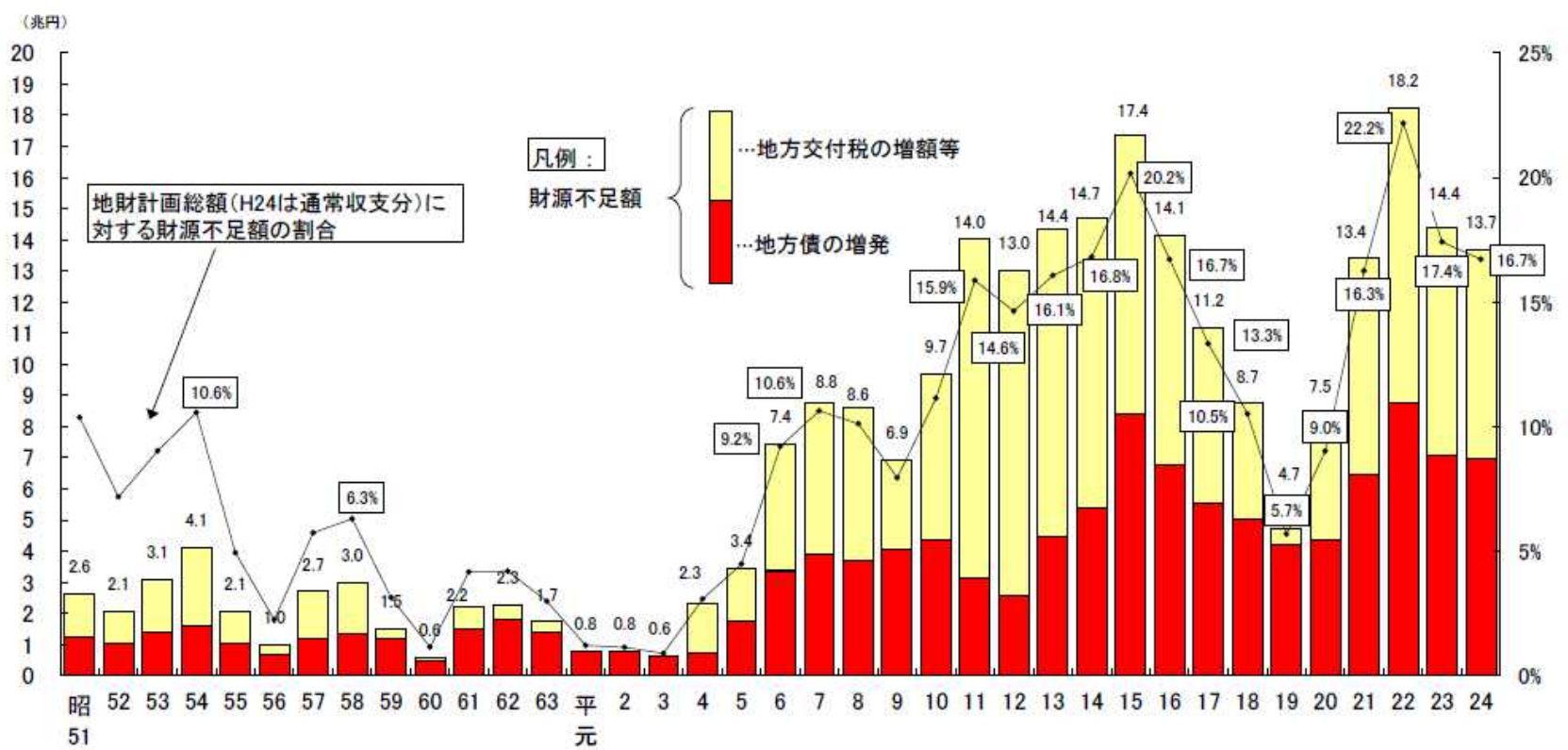
普通交付税の仕組み



地方財政の現状

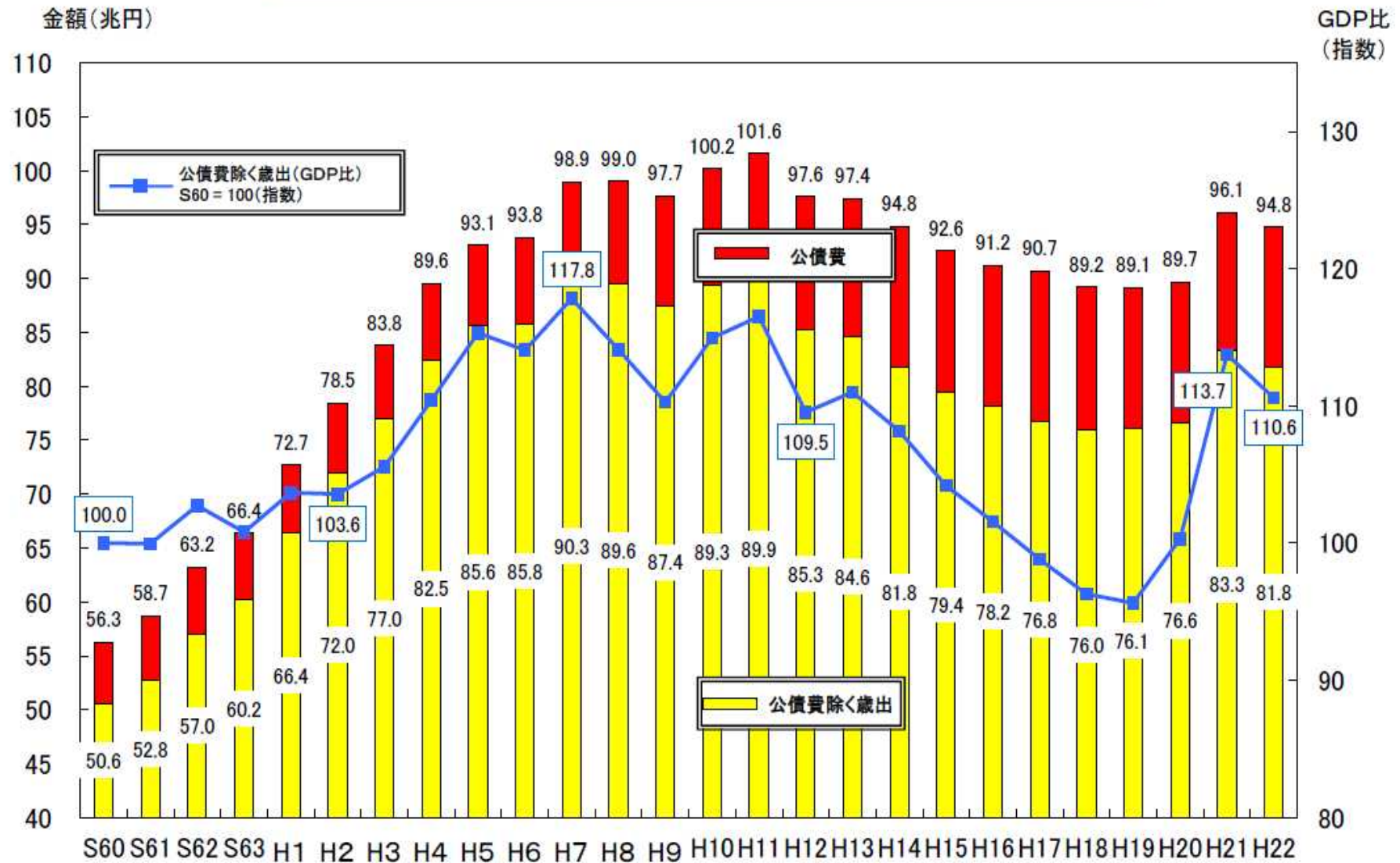
地方財政の財源不足の状況

平成 24 年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、**13.7 兆円**の財源不足となり、地方財政計画の約**16.7%**に達する見込みとなっている。



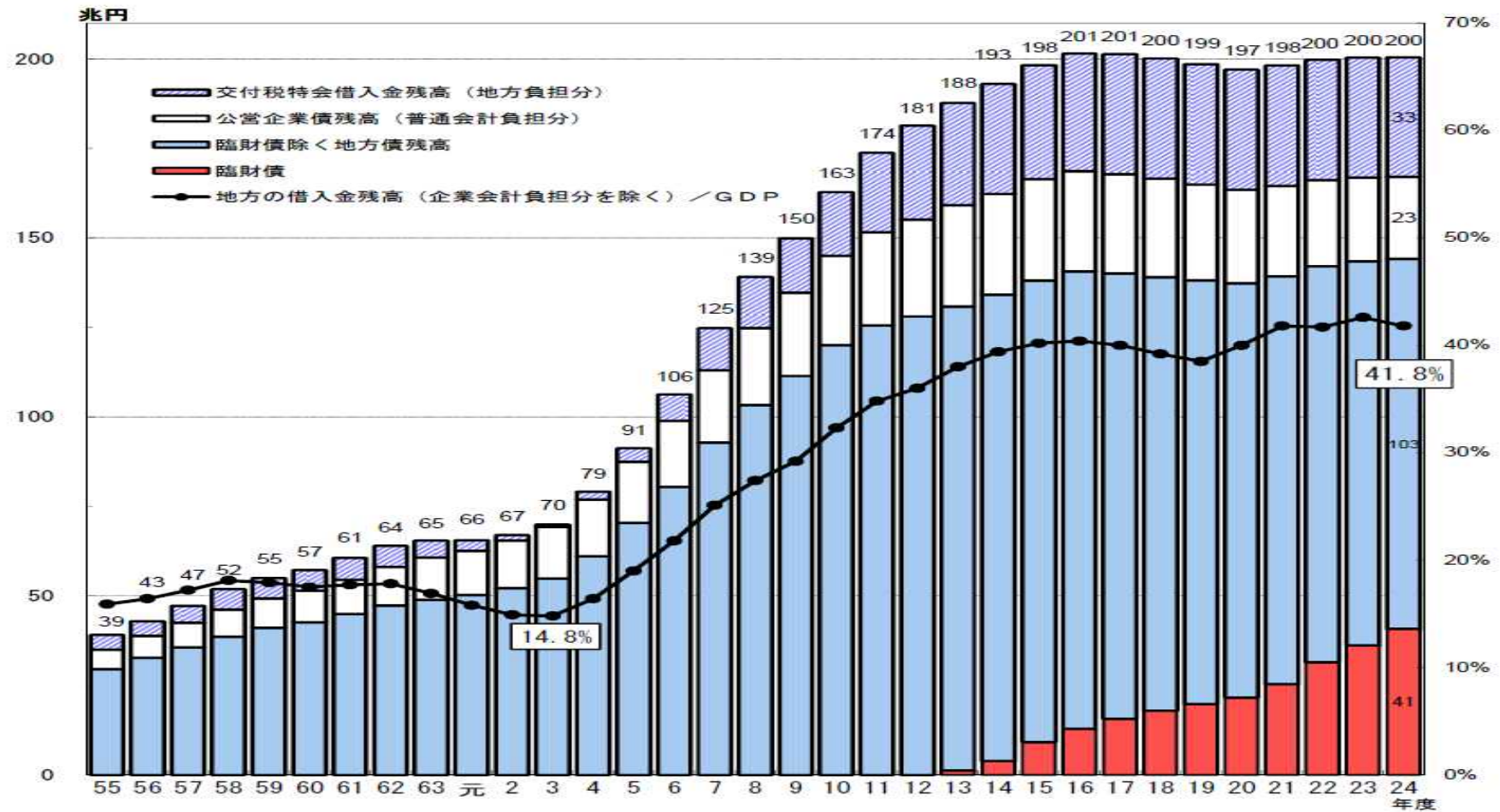
(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である (平成 24 年度は当初)

地方歳出の推移（決算ベース）



地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、**平成 24 年度末で 200 兆円**と見込まれている。この内訳は、交付税特別会計借入金残高(地方負担分)33 兆円、公営企業債残高(普通会計負担分)23 兆円、地方債残高 144 兆円である。
- 借入金残高は、減税による減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等により、**平成 3 年度から 2.9 倍、130 兆円の増**となっている。



※1 地方の借入金残高は、平成22年度は決算ベース、平成23年度は実績見込み、平成24年度は地域対策時の年度末見込み。

※2 GDPは、平成22年度は実績値、平成23年度は実績見込み、平成24年度は政府見通しによる。

地方一般歳出(決算ベース)の削減状況



(単位:億円)

		H ^⑪ 年度	H ^⑳ 年度	削減率(%)
都道府県	全都道府県(合計)	430,880	344,249	▲ 20.1
	財政力指数0.45以上の団体(※1)	11,272	9,622	▲ 14.6
	財政力指数0.3以上0.45未満の団体(※2)	7,179	5,051	▲ 29.6
	財政力指数0.3未満の団体(※3)	5,404	3,564	▲ 34.1
市町村	全市町村(合計)	419,733	370,818	▲ 11.7
	10万人規模の市(※4)	270	261	▲ 3.3
	5万人規模の市(※5)	157	135	▲ 14.2
	5,000人規模の町村(※6)	41	27	▲ 33.1

※1 25団体(東京、愛知、神奈川、大阪、千葉、埼玉、静岡、茨城、栃木、福岡、京都、広島、兵庫、三重、群馬、滋賀、岡山、岐阜、宮城、長野、香川、石川、富山、山口、福島)の平均

※2 17団体(新潟、山梨、奈良、福井、愛媛、北海道、熊本、大分、佐賀、和歌山、山形、徳島、青森、岩手、鹿児島、宮崎、沖縄)の平均

※3 5団体(秋田、長崎、鳥取、高知、島根)の平均

※4 人口9~11万人の市(29団体)の平均

※5 人口4~6万人の市(68団体)の平均

※6 人口4~6千人の町村(104団体)の平均

(注) I 地方一般歳出の総額については、都道府県と市町村との間の相互重複額を控除しているため、表中の「全都道府県(合計)」と「全市町村(合計)」との合算額とは一致しない。

II 表示単位未満四捨五入の関係で、計が一致しない個所がある。

三位一体改革

- 国庫支出金による過剰な関与
=> 国庫支出金改革
- 地方自治体の規律: 受益と負担の一致
=> 税源移譲
- 交付税(地方債措置)によるソフトな予算制約とインセンティブ問題
=> 交付税の質的削減
- 残された改革
 1. 公平性・ナショナルミニマムの確保
 2. 財源保障と財政調整(所得再分配)
 3. 債務調整、地方債の改革

三位一体改革の内容と論点

三位一体改革で何が変わったのか？

その結果をどう評価すべきか？

その後の改革案

1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

2. 地方分権改革推進法

3. ふるさと納税

三位一体改革の成果

三位一体改革の成果

国庫補助負担金改革 △3.1兆円(税源移譲につながる改革分)

(補助金改革の例)

- ・公立保育所運営費の補助金
・・・屋外遊戯場や調理室の設置等の補助基準に縛られる。



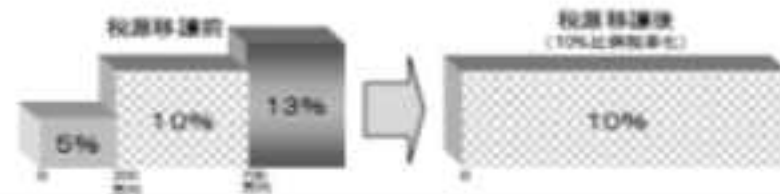
補助金廃止により、補助基準に縛られず、駅前のビルの一室を活用した保育所の開設が可能になるなど、地方の自由度が拡大

- ※ このほか以下の改革がある
- ・スリム化の改革：1.0兆円
- ・交付金化の改革：0.8兆円

税源移譲 3兆円

(ポイント)

個人住民税の税率構造を、一律10%にする中で、国(所得税)から地方(個人住民税)へ、3兆円規模の税源を移譲。



地方交付税改革 △5.1兆円

(ポイント)

- 交付税総額の大規模な抑制 ⇒ 行財政の効率化

H19 23.9兆円

△5.1兆円

H20 18.8兆円

※ 交付税総額には臨時財政対策債を含む。

- 不交付団体(交付税に依存しない団体)の増加

・不交付団体に居住する人口割合(市町村)
H19:11.5% → H20:25.9%

三位一体の改革期間中の地方税、地方交付税等の状況

(地財計画ベース)

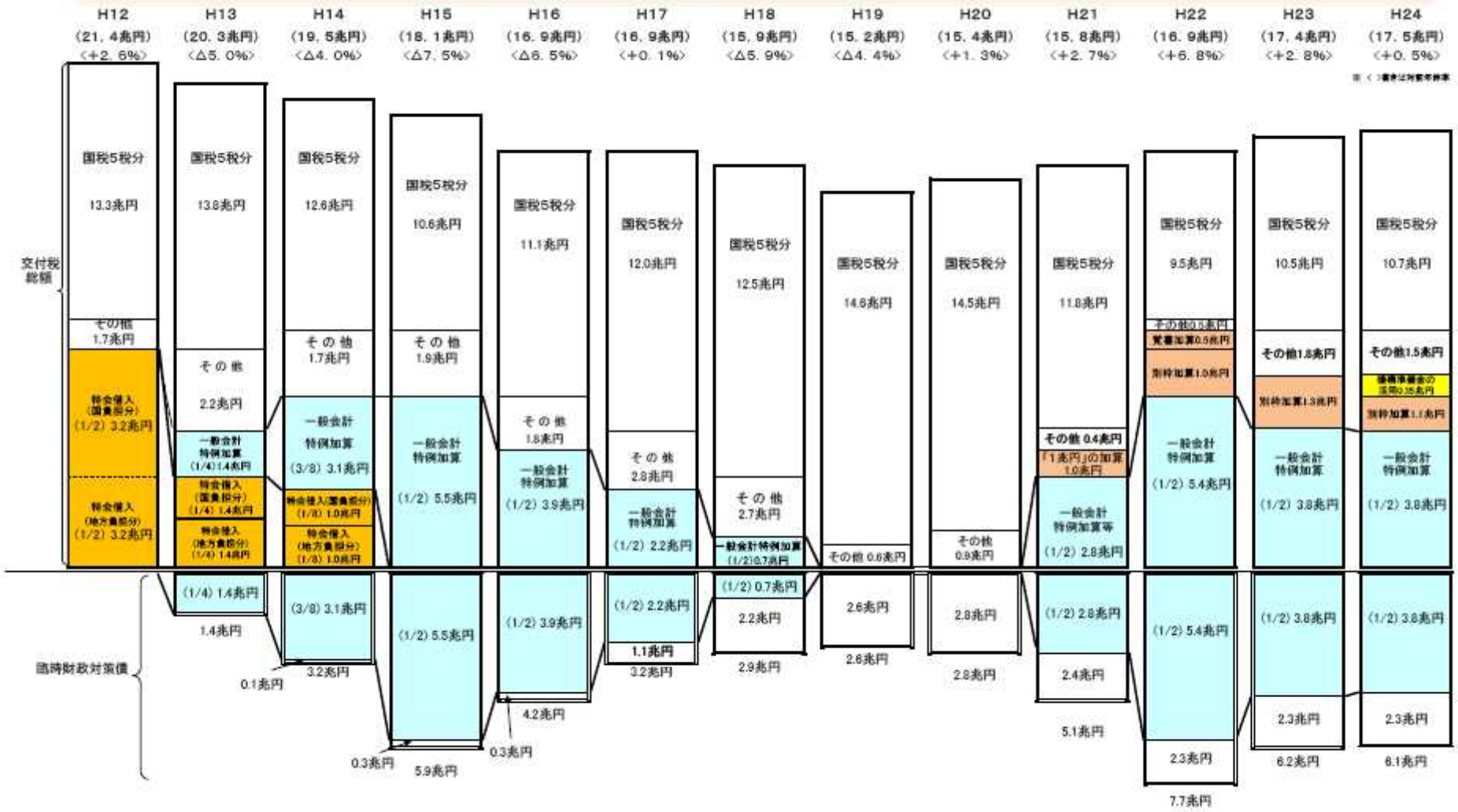
	平成18年度 A	平成15年度 B	差 引 A-B
地 方 税 ①	34.9兆円	32.2兆円	+2.7兆円
地 方 交 付 税 ②	15.9兆円	18.1兆円	△2.1兆円
臨 時 財 政 対 策 債 ③	2.9兆円	5.9兆円	△3.0兆円
小 計 (①+②+③)	53.7兆円	56.1兆円	△2.4兆円
地方債 (臨時財政対策債を除く) ④	7.9兆円	9.2兆円	△1.3兆円
そ の 他 ⑤	21.5兆円	21.8兆円	△0.2兆円
歳 入 合 計 (①~⑤)	83.2兆円	87.1兆円	△3.9兆円

} △5.1兆円

※15年度の金額は、三位一体改革やかい離是正分を18年度との実質的な比較のために所要の調整をしている。

※四捨五入により計が一致しないことがある。

地方交付税等総額（当初）の推移（H12～H24）

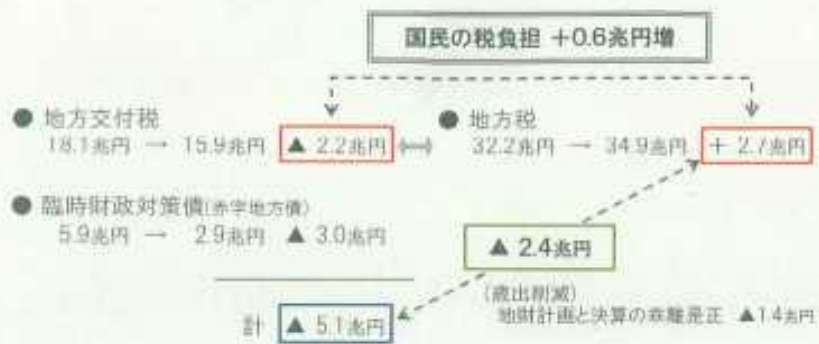


年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
地方交付税と臨時財政対策債の合算額	21.8兆円 (+1.8%)	22.8兆円 (+4.5%)	23.9兆円 (+5.1%)	21.1兆円 (Δ12.0%)	20.1兆円 (Δ4.5%)	18.8兆円 (Δ6.5%)	17.8兆円 (Δ5.2%)	18.2兆円 (+2.3%)	21.0兆円 (+15.0%)	24.6兆円 (+17.3%)	23.5兆円 (Δ4.3%)	23.6兆円 (+0.2%)	

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

(2003年度) 平成15年度 ⇒ (2006年度) 平成18年度 [三位一体改革期間中]
 (直近の地方税収最低時)

計画ベース



地方交付税の減は地方税の増でカバー。
 赤字地方債の減は歳出削減(主として決算乖離是正)でカバー。

(2003年度) 平成15年度 ⇒ (2008年度) 平成20年度



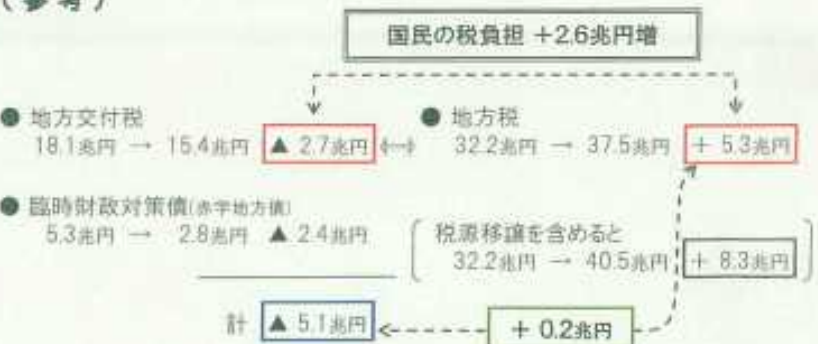
地方交付税の減のみならず、赤字地方債の減も地方税の増でカバー。

決算ベース



地方交付税の減に加え、赤字地方債の減の半分以上を地方税の増でカバー。
 残余(減収額全体の2割程度)を歳出削減でカバー。

(参考)

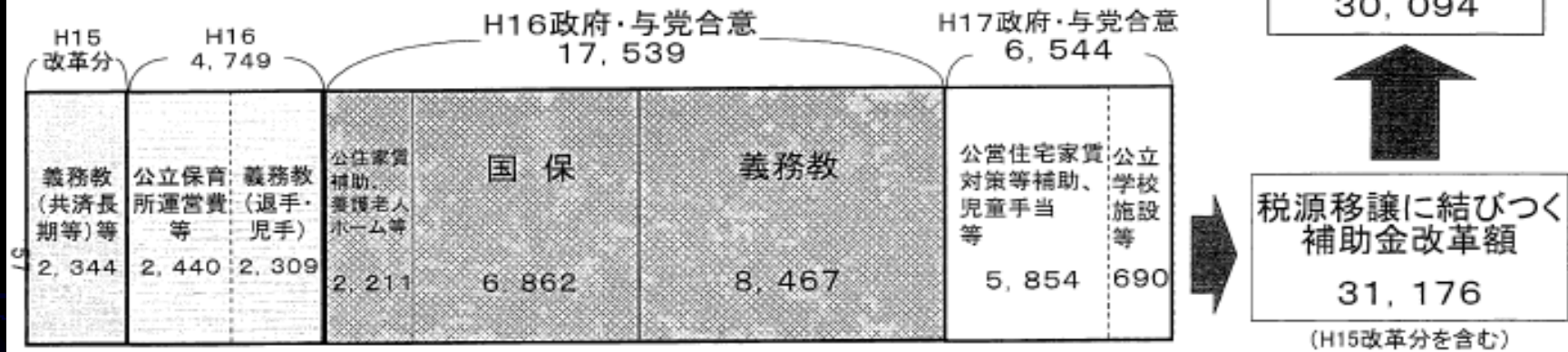


(※) 2008年度は計画ベース

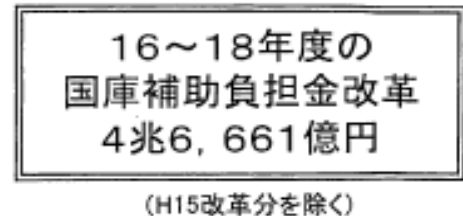
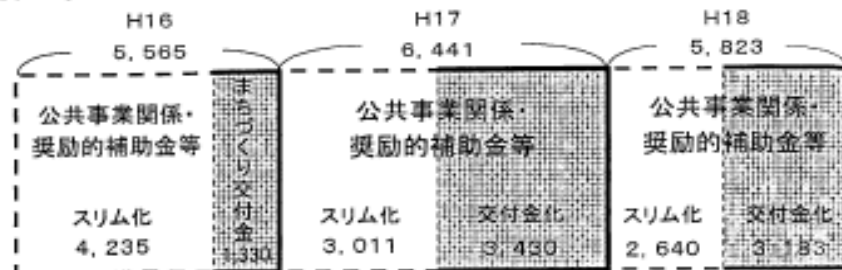
三位一体改革の評価

税源移譲に結びつく補助金改革のイメージ

(単位:億円)



(参考) その他の補助金改革



評価

数値目標達成のための義務教育

折衷案としての比率変更(実質効果なし)

真に必要なものはいくらで、何かを議論しないまま
での無理な数値目標設定

逃げ道を与えてしまった改革

その後の動き1: 地方分権改革推進法

地方分権改革推進法 (平成18年法律111号)

「骨太の方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)(抄)

○「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。」

地方分権改革推進法 (平成18年12月8日成立)

法律のイメージ

○政府内に、地方分権改革の推進体制(地方分権改革推進委員会)を整備

→ 国と地方の役割分担のあり方等を検討

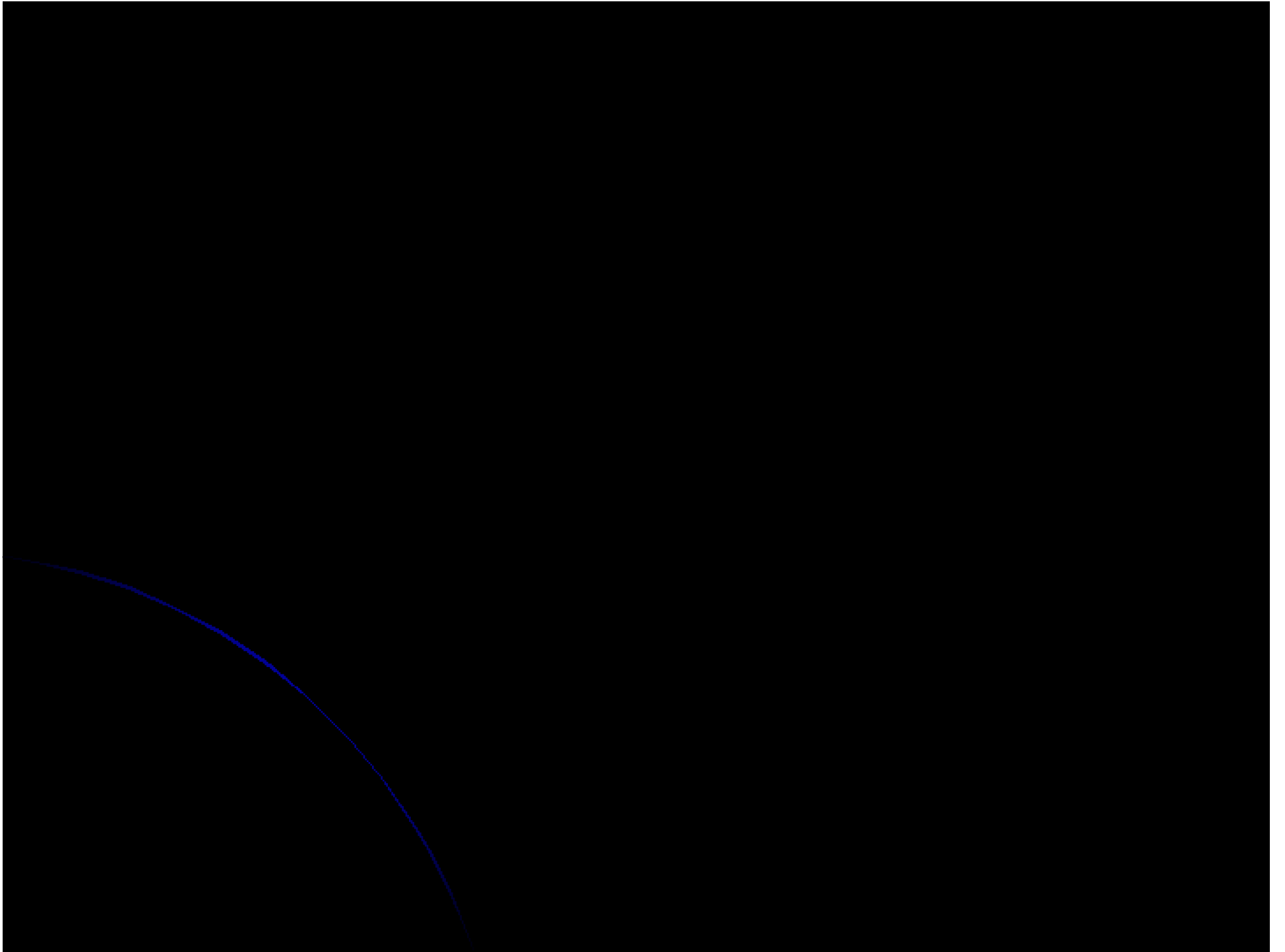
○政府は「地方分権改革推進計画」を作成

○施行から3年間の時限法

地方分権改革推進計画の作成

個別法改正を一括して実施

地方分権改革一括法(仮称)



地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

新しい法制

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標:将来負担比率=公社・三セク等を含め

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同業類】

実質公債費比率

- 06年度から地方債許可制度が協議制度に移行
- 実質公債費比率という新しい比率で起債制限
- 計算式(略式): 分子に地方債の元利償還金(公債費)、分母に標準財政規模
- **ポイント**: 分子の元利償還金に上水道や交通など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰り出し金、PFIや一部事務組合等の公債費類似経費を参入することで、いわば**連結決算の考え方**を導入していること。
- 実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行
- 25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となる。この許可団体は「公債費負適正化計画」を自主的に策定することが求められる。

その後の動き3：格差問題：ふるさと納税

研究会報告書(2007年10月)

- Ⅲ 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討
- 1. 国が果たすべき役割
- ○国も一定の役割を担うこととし、所得税、住民税双方から控除(現行制度も双方から控除)
- ・「ふるさと納税」は地方団体のみならず国にとっても大きな意義があり、国と地方団体がそれぞれの責任に応じて一定の役割を果たすことが望ましい。
- 2. 控除方式のあり方
- ○住民税については税額控除方式とする(現行制度は所得控除方式)
- ・税額控除方式の方が、効果が実感しやすく、分かりやすい。
- ・寄附金控除の効果を高めることが可能。
- 制度の特徴
- ○都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比(4:6)で控除。
- ○全額控除の対象は個人住民税所得割の1割を上限。
- ○5,000円を適用下限額とする。

その後の動き4：格差問題：税源配分

- 平成20年度税制改正の要綱(平成20年1月11日閣議決定)
- 地域間の財政力格差の縮小
- 地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。
- この基本方向に沿って、**消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。**
- **消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。**

譲与税による格差是正と交付税

- そもそも財政の地域間格差に対しては、交付税がその役割を果たす制度となっており、その整合性、実際の効果の問題が生じる。
- 格差を減らすべく譲与税を配分しても、交付税がその分減少し、地方における操作移入に変化は生じないのである。
- この問題を解決すべく、新たに、地域活性化を促す地域再生対策費が交付税算定に組み入れられた。
- これらの制度変更が及ぼす効果については今後の検証が必要であるが、この制度改革の議論に対して、これまで以上に、地方税・交付税のあり方を含め、地域間格差是正での政府内部での役割分担が問われている。

地方再生対策費

1. 算定額

4,000億円程度

都道府県分 1,500億円程度
市町村分 2,500億円程度

2. 算定経費

地方税額在正による財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を基準財政需要額において包括的に算定。市町村、特に財政の厳しい地域に重点的に配分。

3. 算定方法

○ 都道府県（1,500億円程度）

測定単位：人口

単位費用 × 人口 × 段階補正 × 経費の必要度に応じた補正

- ＊ 段階補正 人口規模のコスト差を反映
- ＊ 経費の必要度に応じた補正(次の指標を反映)
 - ① 第一次産業就業者の比率
 - ② 高齢者人口の比率
 - ③ 面積を反映する「人口密度」

標準団体(人口170万人)

20億円程度

○ 市町村（2,500億円程度）

測定単位：人口

(うち 2,250億円程度)

単位費用 × 人口 × 段階補正 × 経費の必要度に応じた補正

- ＊ 段階補正 人口規模のコスト差を反映
- ＊ 経費の必要度に応じた補正(次の指標を反映)
 - ① 第一次産業就業者の比率
 - ② 高齢者人口の比率

測定単位：耕地及び林野面積

(うち 250億円程度)

単位費用 × 耕地及び林野面積

【市町村試算】

人口規模	試算額	基準財政需要額に対する割合
人口10万人規模 (人口9万～11万人の平均)	2億円程度	1.2%
人口5万人規模 (人口4万～6万人の平均)	1億3千万円程度	1.4%
人口1万人規模 (人口9千～1万1千人の平均)	8千万円程度	2.7%
人口5千人規模 (人口4千～6千人の平均)	6千万円程度	2.9%

※ 合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後のまちづくり等の財源を確保

その後の動き5: 景気悪化と税収悪化

- リーマンショック
- 税収の悪化
- => 100年に一度の危機
- => 政府の対応(選挙の影響):
- **生活防衛のための緊急対策**
- 交付税関連=> 既定の加算とは「別枠」の加算=> 地方交付税増額
- 21年度
- **地域雇用創出推進費(5,000億円)**
- **地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実 0.5兆円**
- 22年度
- **地域活性化・雇用等臨時特例費(仮称) 9,850億円₃**

23年度

- 「地域活性化・雇用等対策費」(仮称)12,000億円
- 22年度地域活性化・雇用等臨時特例費9,850億円に、以下の事業等を勘案した2,150億円を上乗せ
- ・子育て現物給付(1,000億円)等の子育て施策
- ・住民生活に光をそそぐ事業
- ・地球温暖化対策暫定事業(100億円)

24年度

- 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1兆4,950億円
- 「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠(1,750億円)を含めて計上
- この中の住民生活に光をそそぐ事業について、児童虐待防止・消費者行政等に要する経費を拡充

子ども手当の創設等

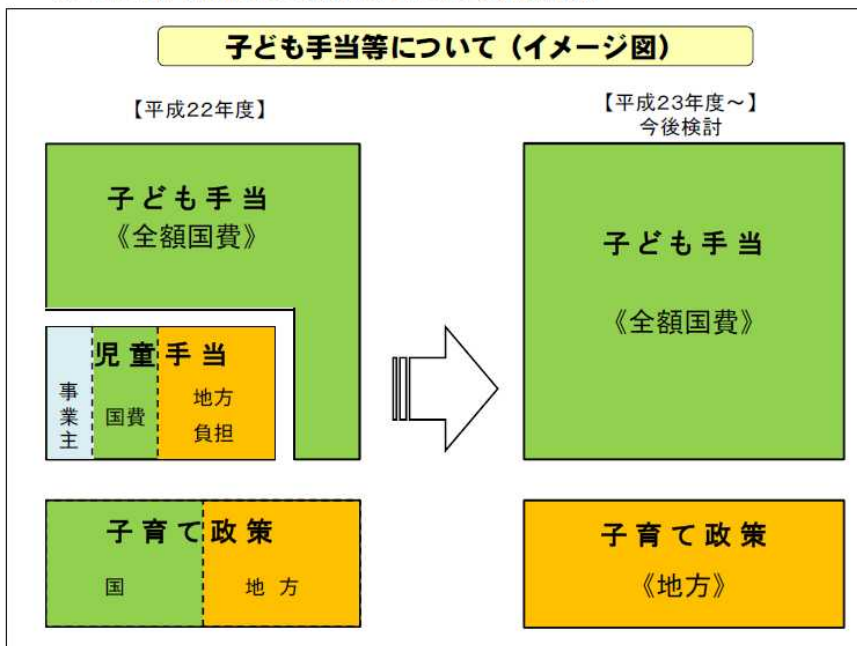
費用負担のあり方等の検討

- 子ども手当の費用負担のあり方については、平成 22 年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論。

平成 22 年度分の子ども手当に関する暫定措置

- 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額 13,000 円を支給
- 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

子ども手当等について（イメージ図）



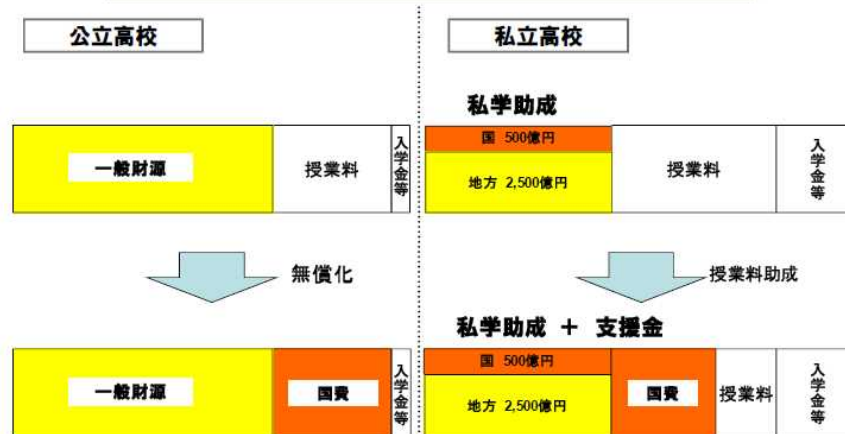
※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成 22 年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計。

高校の実質無償化について

制度概要

- 公立の高等学校については授業料を不徴収とし、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金（年 118,800 円を基本）として授業料について一定額を国費により都道府県が助成（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担を軽減。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5倍～2倍した額を上限として助成。
 - ・年収250万円未満程度 237,600 円（2倍）
 - ・年収250万円～350万円未満程度 178,200 円（1.5倍）

高校の実質無償化について（イメージ図）



その他の地方財政トピック1: 見えない自治体部分

- 新たな指標により債務を把握
- 地方公営企業
- 第三セクター
- 地方公社(土地、住宅、道路)

● 参考資料

- 第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について(中間まとめ)(債務調整等に関する調査研究会(平成19年10月17日))

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/saimu_chousei/pdf/071017_1_si1.pdf

- 第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書(債務調整等に関する調査研究会(平成20年12月5日))

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/saimu_chousei_20/pdf/081205_1_2.pdf

⇒ 第三セクター等改革推進債の創設

http://www.soumu.go.jp/main_content/000009773.pdf

- 公営交通: 「民営化軸に」日経経済教室060525
- 公立病院: 改革ガイドライン(公立病院改革懇談会)200709

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/hospital/pdf/191225_guideline.pdf

その他の地方財政トピック2:道州制、自治体再編

- 道州制(道州制ビジョン懇談会)
- 広域行政
- 少子高齢化

- **参考資料**

- 赤井伸郎(2007)「道州制、事務集約がカギ」(日経:経済教室)070727
- 赤井伸郎・竹本亨(2008)「効率的行政区域と事務配分のあり方に関する実証的分析」
- 赤井伸郎・深澤映司・竹本 亨(2008)「人口減少と少子高齢化が地方財政収支に与える影響の分析」